

# ポリ容器について

## 1.指定ポリ容器の補充について

平成6年度の処理プラント全面整備更新の際、センターでは全面的にポリ容器のサイズを規格化し容器の側面に「東北大学」「環境保全センター」の名を入れ、一括購入を行っております。

年に一度数量調査を行い不足分を補充しておりますが、**一括購入時以外でも**常時各色ともに多少の在庫がありますので、部局担当者を通じて補充して下さい。

## 2.ポリ容器の経年劣化について

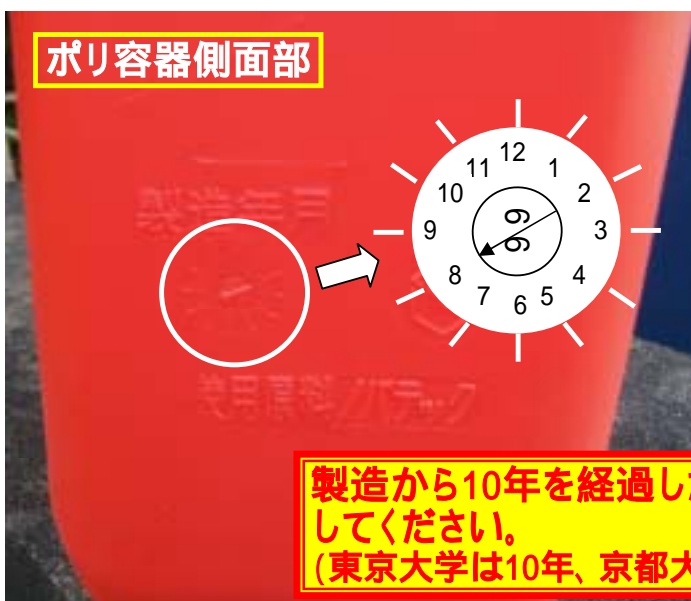
ポリ容器は経年劣化により変色やひび割れが生じ、破損の原因となります。

経年劣化したポリ容器を使用していた為、過去に下記のような事故が発生しました。

- トラックへ積み込み時に容器の取っ手部分が破損して地面に落下し、一般無機廃液が漏洩した
- トラックの荷台でポリ容器が転倒し、ひび割れた箇所から廃液が漏洩した
- 廃液倉庫で容器を重ねて保存しようとしたところ容器が破損した

**事故を未然に防ぐためにも、廃液投入の前に容器の変色やひび割れ等をチェックして下さい。**

ポリ容器の製造年月は下記の図を参考に確認して下さい。



中央小さい円内が製造年・矢印の指す数字が製造月になります。よってこのポリ容器の製造年月日は「1999年8月」です。

**製造から10年を経過した容器は容器は順次廃棄して下さい。**  
(東京大学は10年、京都大学は7年を目処にしています)

### 3.ポリ容器の廃棄処分について

廃棄するポリ容器は、年に一度数量調査を行い処分しております。処分業者は、適正に処分・無害化又は再利用する業者を選定しています。

処分の方法は現在の所、破碎しその後リサイクルを行う業者をお願いしております。

なお、センターでは使用厳禁容器に下記のようなタグをつけて返却しております。それぞれのタグの意味は次の通りですので、順次廃棄して下さい。

#### 使用厳禁容器

理由 **耐用年数超過**

環境保全センター

この容器は製造から10年以上経過しています。

順次廃棄して下さい。

#### 使用厳禁容器

理由 **破損・劣化**

環境保全センター

この容器は経年劣化のためひび割れや破損しています。

順次廃棄して下さい。

#### 使用厳禁容器

理由 **内容物分類違い**

環境保全センター

この容器は本来の廃液分類とは違う成分が混入されたものです。現在ついてあるバーコードの廃液分類の容器として廃棄して下さい。

#### 使用厳禁容器

理由 **規格外サイズ**

環境保全センター

この容器はセンターの処理プラントに備え付けのリフターに適合しておりません。

廃棄するか実験廃液以外の用途で使用して下さい。

### センターへの問い合わせ(FAX及びメールフォーム)・相談について

廃液の排出方法・分類等 (担当:水野)

- ・FAXでの問い合わせは <http://www.env.tohoku.ac.jp/format.pdf> からフォームを印刷し、必要事項を記入の上 **795-7530** まで送信してください。
- ・メールフォームからは <http://www.env.tohoku.ac.jp/mail/input2.html>

**問い合わせは教職員からのみ受け付けます**

事務手続き

(担当:尾山・中村(勇)) **TEL:795-4321**

上記の項目が満たされていない場合は、相談をお受けできませんのでご了承下さい。